

# 《被災者支援制度についてのお知らせ》

平成18年 8月 4日現在

今後、制度の変更等があればその都度お知らせします。

## 災害弔慰金、災害見舞金の支給、災害援護資金の貸付

項目	内 容	問合せ (内線番号)
災害弔慰金	災害により亡くなられた方の配偶者・子等に対し支給します。 支給額 500万円 生計維持者 250万円 非生計維持者	社会福祉課 1251
災害障害見舞金	災害により重度の障害を負った方に対し支給します。 支給額 250万円 生計維持者 125万円 非生計維持者	社会福祉課 1251
災害援護資金 貸付	災害により被害を受けた世帯に対し支給します。(所得制限があります) 貸付額 350万円以内 年利率 3% 返済期間 10年以内	社会福祉課 1251
災害見舞金 (長野県)	災害により、住家または人的被害を被った世帯(被害の規模、重複支給の状況による制限があります) 支給額 人的被害 10万円 住家被害 2~30万円	諏訪地方事務所 地域政策チーム
災害見舞金 (岡谷市)	災害により、住家または人的被害を被った被災者、または遺族等に支給します。 支給額 人的被害 5千円~3万円 住家被害 5千円~3万円	社会福祉課 1251
被災者生活再建 支援法支給金	災害により一定数以上の住家が滅失した市町村で、全壊または大規模半壊の被害を被った世帯(所得、年齢等による制限があります) 支給額 全壊世帯 限度額300万円 大規模半壊世帯 限度額100万円	危機管理室 1591

## 税関係の納期の延長、減免等

項目	内 容	問合せ (内線番号)
市民税の納期の 延長、減免	災害により被災された方について、納期の延長を行います。 災害によって納税者が受けた損害の程度により、当該年度分の個人市民税を減免する制度があります。	税務課 市民税担当 1125
固定資産税の納 期の延長、減免	災害により被災された方について、10月2日(月)まで納期を延長しました。災害によって土地、家屋、償却資産が受けた損害の程度により、減免する制度があります。	税務課 資産税担当 1129
固定資産税・都市 計画税にかかる被 災住宅用地等の課 税標準の特例	災害等の事由により滅失、損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地について、やむを得ない事情があり、住宅用地として使用できないものと認められるときは、従前の住宅用地の課税標準の特例を継続する取扱いを2年間適用する制度があります。	税務課 資産税担当 1129
国民健康保険税の 納期の延長、減免	災害により被災された方について、第4期の納期(7/31)を10月2日(月)まで納期を延長しました。災害等で著しい損害を受けた場合、減免する制度があります。	税務課 諸税担当 1121
国税、県税の納 税猶予、軽減、 免除等	災害により被災された方について国税、県税について納税猶予、軽減、免除が受けられます。 国税に関しては諏訪税務署税務相談室 ☎52-1390 (所得税、相続税、贈与税、自動車重量税等) へお問い合わせください。 県税に関しては諏訪地方事務所県税チーム ☎57-2905 (個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税等) へお問い合わせください。	

## 手数料等の軽減

項目	内 容	問合せ (内線番号)
諸証明手数料	災害を受けたことにより必要となる諸証明等手数料を減免します。(戸籍関係、住民票、印鑑証明、税関係などの各種証明) ※それぞれの窓口にお問い合わせください。	市民課、 税務課等
建築確認申請等 手数料	災害による住宅の滅失、破損により災害の発生から6か月以内に住宅を新築、大規模の修繕等をするときの建築確認申請に対する審査、完了検査手数料を免除する制度があります。	都市計画課 1375

# 《被災者支援制度についてのお知らせ》

平成18年 8月 4日現在

今後、制度の変更等があればその都度お知らせします。

## 生活支援等

項目	内容	問合せ (内線番号)
医療費一部負担金の免除	災害により被災者の医療費一部負担金を免除します。 対象者 罹災証明の発行を受けた方 減免割合 全額免除 (保険診療による本人負担分) 減免期間 平成18年8月1日～平成18年10月31日	健康推進課 1190
国民年金保険料の免除	災害によって住宅等の財産が損害を受けた場合には、被保険者からの申請により国民年金保険料の納付義務を免除することができます。 岡谷社会保険事務所国民年金課 ☎23-3662	市民課 1157
保育料の減免	災害による被災者の保育料を減免する制度があります。	子ども課 1261
介護保険料の減免等	災害により、住宅や家財に損害を受けた被災者の介護保険料の徴収猶予・減免の制度があります。	介護福祉課 1281
介護サービス利用料の軽減	災害により、住宅や家財に損害を受けた被災者の介護サービス利用料を軽減する制度があります。	介護福祉課 1281
介護認定の更新申請	災害等により、認定の有効期間の満了前に更新ができなかった場合、発生後一定期間に申請をすることができます。	介護福祉課 1281
要介護者支援のためのいきいき生活支援サービス事業の拡充	災害等により在宅介護が受けられない方に対して、安心してショートステイ等のサービスが利用できるよう制度を拡充しました。	介護福祉課 1276
障害者自立支援法の介護給付費等利用料の軽減	災害により住宅や家財に損害を受けた被災者の個人負担金を軽減します。	社会福祉課 1255
児童扶養手当 特別児童扶養手当 特別障害者手当 障害児福祉手当	災害により、住宅等の財産につき被害全額がその価格の概ね2分の1以上であるとき、その被害を受けた月から翌年の7月までの手当については、支給の制限の規定を適用しません。	社会福祉課 1256
道水路占用料の軽減	現在、道水路を占用している方で、災害により道水路を使用できなくなったときは、その一部または全部を還付する制度があります。	土木課 1318
被災宅地の復旧	災害により宅地に流入した土砂について、道路脇へまとめて出していただければ処分します。	土木課 1321
市営住宅の提供	災害により住宅に損害を受けた被災者に対し、提供可能な市営住宅をお貸しします。(使用料減免)	都市計画課 1336
上下水道料金の減額	被災後、避難指示および避難勧告により上・下水道が使用できなかった方について、次により基本料金等を減額します。  上・下水道基本料金は使用できない期間について日割計算し減額します。 被災による漏水等は、過去(直近1年)の使用量を考慮し使用できなかった期間は日割り計算により減額します。 被災現場の災害復旧のために使用した上・下水道量は、一律5m <sup>3</sup> 分として被災後の最初の検針分から減額します。 被災者が仮住宅に居住するため開栓する開栓手数料を無料とします。 該当地区被災者に対する上下水道料金の支払いについて、期限までにお支払いできない場合はご相談ください。	水道課 1417

# 《被災者支援制度についてのお知らせ》

平成18年8月4日現在

今後、制度の変更等があればその都度お知らせします。

## 融資、奨学金等の支援

項目	内容	問合せ (内線番号)
育英基金の償還延長、免除、貸付	災害による被災者に対する育英基金奨学金の償還の免除制度があります。災害等により家計が急変したことにより、年度途中において資金の貸付を受けようとする方への貸付の受付を行います。	教育総務課 1211
中小企業融資制度 (県制度資金)	災害により被災した中小企業者に対して県の制度資金が利用できます。 経営健全化支援資金、中小企業振興資金	県商工部 ビジネス誘発チーム ☎026-235-7200
中小企業融資制度 (市制度資金)	災害により被災した中小企業者に対して市の制度資金が利用できます。 豪雨災害による関連倒産防止資金の利子補給期間を5年間（通常2年間）に拡充しました。 そのほか災害による設備資金、運転資金等の調達に振興資金、小規模企業資金、小口緊急支援資金、経営安定資金の利用ができます。	工業振興課 ☎21-7000 1240
長野県災害復興住宅建設補助金	災害により被害を受けた住宅の復旧に対する災害復興住宅融資（住宅金融公庫）の借入利子の一部補助が受けられます。 現行の公庫金利2.4%に対して、0.4%分を県が補助します。	諏訪地方事務所 土地利用・建築室 ☎57-2924

## 農業者等への支援

項目	内容	問合せ (内線番号)
被災農地の復旧	災害により土砂等の流入した農業者の所有する農地（家庭菜園等除く）の排土処理、畦畔等の安全対策を行います。	農林水産課 1486
農作物等災害緊急対策事業	災害により被害を受けた農業用施設（ビニールハウス）の復旧経費について助成制度があります。（認定農業者）	農林水産課 1486

## その他生活救済

項目	内容	問合せ (内線番号)
学童クラブ使用料の減額	災害により学童クラブ使用料の納入が困難な方に対して減免制度があります。	生涯学習課 1231
図書館貸出資料の減免	災害により図書館からの貸し出し資料（本、DVD、CD等）の損傷、ならびに亡失による弁償、利用カードの再発行費用について減免します。	図書館 ☎22-2031

## 被災者総合相談窓口（☎24-2361、☎24-2362）

市では、今回被災された方のさまざまな相談に応じる総合窓口を開設しました。生活に関することや健康、税金、住宅、土砂のことなどご相談ください。

開設期間：当分の間（閉庁日を除く）

時間：午前8時30分～午後5時30分

場所：市役所1階市民ロビー、川岸支所（☎23-2200）、湊支所（☎22-2300）

## 「罹災証明書」の発行について 社会福祉課（内線1251）

災害により、家屋が全壊・半壊、床上・床下浸水等の損害を受けた方に対し、罹災証明書の発行をします。

申請の際には、被害状況が把握できる写真・位置図・印鑑をご持参ください。申請窓口は、市役所一階「被災者総合相談窓口」、川岸支所・湊支所で行っています。